

～必要な手続き案内～

おくやみ
ハンドブック
益田市

「おくやみコーナー」の利用には
予約が必要です。

オクヤミ
☎0856-22-0983

(予約受付 平日8:30～17:15)

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去にあたり、謹んでお悔やみ申し上げます。
益田市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

益田市役所

事前準備について

益田市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

3ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

STEP 3 おくやみコーナーの予約（☎ 0856-22-0983）

おくやみコーナーを利用される場合は、次ページの予約方法にてご予約ください。

STEP 4 各種手続きチェックリスト

4ページからのチェックリストで必要な手続きを確認後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。
※戸籍謄本（抄本）は、死亡届提出後、届出日を含め5日以降（休日を除く）に発行することができます。

STEP 5 ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちの上、益田市役所へお越しください。



おくやみコーナーのご案内

益田市おくやみコーナーでは、市役所内の必要な手続きの調査や申請書の作成、担当窓口へのご案内などのお手伝いをしています。

※益田市に住民登録をされていた方が対象です。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1カ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもありますが、おくやみコーナー担当職員が担当課へ同行し、サポートします。

●書類の記入が省略できます

亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。

●専用コーナーで安心して相談できます



予約方法について

1. 予約電話

☎：0856-22-0983 FAX：0856-22-3511

2. 予約枠

- ① 9：00～10：30 ② 10：30～12：00
③ 13：30～15：00 ④ 15：00～16：30
各1組

3. その他

- 予約がない場合もおくやみコーナーを利用できますが、予約優先のためお待ちいただく場合があります。
- おくやみコーナーを利用せず、これまでどおり直接各担当窓口で手続きすることもできます。
- 美都地域総務課および匹見地域総務課での手続きは、これまでどおり予約は不要です。直接窓口へお越しください。
- 電話での予約が難しい方は、FAXにてお問い合わせください。



益田市おくやみコーナー

場 所：益田市役所本庁1階 高齢者福祉課横

受付時間：8：30～17：15

(土・日・祝休日・年末年始を除く)

来庁時の持ち物について

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表および喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。
40ページの委任状をご利用ください。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳および年金証書）
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード、住民基本台帳カード
- 介護保険被保険者証
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※国民健康保険加入世帯の世帯主が亡くなられた場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

- 福祉医療費医療証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険、介護保険、後期高齢者医療の被保険者証、各種医療費受給者証、各種年金手帳、学生証など



※有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。

お急ぎ手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	問い合わせ先	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	市民課 ☎0856-31-0222	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた		
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた、または国民健康保険加入世帯の世帯主だった	保険課保険係 ☎0856-31-0212	P.8~P.10
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	保険課保健・年金係 ☎0856-31-0215	P.11~P.12
年金	<input type="checkbox"/>	恩給を受給していた	総務省恩給相談室 ☎03-5273-1400	P.14
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	税務課 市民税係 ☎0856-31-0608 固定資産税係 ☎0856-31-0610	P.15
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	税務課市民税係 ☎0856-31-0608	P.18
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	高齢者福祉課 ☎0856-31-0682	P.19~ P.20
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を交付されていた	障がい者福祉課 ☎0856-31-0251	P.21
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当・障害児福祉手当(経過的福祉手当)を受給していた		
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた		P.22~ P.23
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた		P.23
	<input type="checkbox"/>	福祉医療費の助成を受けていた		P.24
	<input type="checkbox"/>	精神障害者通院医療費助成を受けていた		
	<input type="checkbox"/>	じん臓機能障害者通院費助成を受けていた		P.25
	<input type="checkbox"/>	タクシー券を利用していた		
	<input type="checkbox"/>	児童発達支援・放課後等デイサービスなどを利用していた		P.26
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた			

亡くなられてから15日以内に行う手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外で行う手続き

委任状

お急ぎ手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所以外で行う手続き

委任状

亡くなられてから15日以内に行う手続き

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	問い合わせ先	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243	P.27
	<input type="checkbox"/>	児童手当支給対象の児童		P.27～ P.28
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた		P.28
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当支給対象の児童		P.29
	<input type="checkbox"/>	保育所などを利用していた園児または保護者		P.30
	<input type="checkbox"/>	乳幼児等医療費または児童医療費受給資格証を交付されていた	保険課保健・年金係 ☎ 0856-31-0215	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	上下水道部業務課 ☎ 0856-31-0422	P.31
	<input type="checkbox"/>	公共下水道または農業集落排水に接続されており、井戸水や山水を使用していた	下水道課 ☎ 0856-31-0323	
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった		P.32
水田	<input type="checkbox"/>	水田を所有していた、または借りていた	益田市農業再生協議会 (益田市農林水産課内) ☎ 0856-31-0316	P.33
農地	<input type="checkbox"/>	農地中間管理機構を利用し農地を貸していた	農林水産課農業担い手 支援センター ☎ 0856-31-0312	P.34
	<input type="checkbox"/>	農地中間管理機構を利用し農地を借りていた		
文化財	<input type="checkbox"/>	指定文化財もしくは登録文化財を所有していた	文化財課 ☎ 0856-31-0623	P.35
犬	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	環境衛生課 ☎ 0856-31-0201	P.36

その他の手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金を受給していた、または加入していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	共済年金を受給していた、または加入していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	企業年金を受給していた、または加入していた	
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.17
農地	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	P.32
森林	<input type="checkbox"/>	森林を所有していた	P.35
市役所以外	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた	P.37～ P.38
	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用していた	
	<input type="checkbox"/>	NHK放送受信料の減免を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	有料道路の通行料金割引を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅の名義人だった	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居の同居者だった	
<input type="checkbox"/>	軽自動車を所有していた		

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを所持していた場合、死亡日をもってカードは使用不可となります。 マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード・個人番号通知カード返却後、確認することができなくなります。 <u>すべての手続きが完了してから返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	すみやかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0856-31-0222 FAX 0856-24-0180

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は使用不可となりますので、返却または破棄してください。	すみやかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0856-31-0222 FAX 0856-24-0180

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた、または国民健康保険加入世帯の世帯主だった

手続き① 被保険者証などの返却・差替え

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、被保険者証などを回収します。 国民健康保険加入世帯の世帯主が亡くなったときは、世帯の被保険者全員の新しい被保険者証などを交付します。 ※被保険者証などの返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	すみやかに ※被保険者証などの差替えがある場合は、お早めに交付を受けてください。
	手続き可能な人 ・返 却：どなたでも可 ・差替え：亡くなった方の同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険被保険者証（世帯主が亡くなったときは、世帯の被保険者全員分をお持ちください） ※「限度額適用認定証」など、被保険者証以外に交付されているものがあれば一緒にお持ちください。	保険課保険係 ☎ 0856-31-0212 FAX 0856-24-0180

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険の被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなったときは、加入していた健康保険か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者または亡くなった方の同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など（葬祭執行者のもの）	保険課保険係 ☎ 0856-31-0212 FAX 0856-24-0180

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた、または国民健康保険加入世帯の世帯主だった

手続き③ 高額療養費などの申請

手続き詳細	期 限
<p>世帯主が高額療養費や療養費などの支給決定前や振込前に亡くなられ、支給ができなくなった場合、また、未申請のものがある場合には、受取・支給について申請することができます。</p> <p>この場合、相続人代表者への支給となりますので、どなたが相続人代表者となるか「受取人代表者選任届（高額療養費などの支給用）」に必要な事項を記入し、提出してください。</p> <p>※相続人全員が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを全員分提出してください。</p>	<p>対象の診療年月の翌月1日から2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者または亡くなられた方の同一世帯員</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 印鑑（相続人代表者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人代表者のもの）</p>	<p>保険課保険係</p> <p>☎ 0856-31-0212</p> <p>FAX 0856-24-0180</p>

手続き④ 国民健康保険税の還付に関する受取代表者の届出

手続き詳細	期 限
<p>世帯主が亡くなられ、国民健康保険税の過納に伴う還付が発生する場合には、相続人代表者へ還付をします。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人代表者になれるのか「国民健康保険税の還付金受取代表者届」に必要な事項を記入し、提出してください。</p> <p>※相続人全員が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを全員分提出してください。</p>	<p>約2週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者または亡くなられた方の同一世帯員</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人代表者のもの）</p>	<p>保険課保険係</p> <p>☎ 0856-31-0212</p> <p>FAX 0856-24-0180</p>

国民健康保険に加入していた、または国民健康保険加入世帯の世帯主だった

手続き⑤ 新たに世帯主となった方の口座振替の申請

手続き詳細	期 限
<p>世帯主が亡くなられたことに伴い、新たに国民健康保険加入世帯の世帯主となった方は、今後、国民健康保険税の納税義務者となります。</p> <p>国民健康保険税の口座振替による納付を希望する場合は、市内金融機関で口座振替の届出をしてください。</p>	<p>口座振替開始を希望する月の前月末日まで</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>新たに世帯主となった方または世帯員</p> <p>※市内金融機関で手続きしてください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 預金通帳など</p> <p><input type="checkbox"/> 口座の届出印</p> <p>※口座振替の届出書は市内の各金融機関にあります。</p>	<p>保険課保険係</p> <p>☎ 0856-31-0212</p> <p>FAX 0856-24-0180</p>

手続き⑥ 送付先の届出

手続き詳細	期 限
<p>世帯主が亡くなられたとき、亡くなられた日までの国民健康保険税を精算し、後日これに関する通知などを送付しますので、送付先の届出をしてください。</p>	<p>約 2 週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者または亡くなられた方の同一世帯員</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>なし</p>	<p>保険課保険係</p> <p>☎ 0856-31-0212</p> <p>FAX 0856-24-0180</p>

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※市役所本庁または各分庁舎に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証	保険課 保健・年金係 ☎ 0856-31-0215 FAX 0856-24-0180

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(30,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など(葬祭執行者のもの) <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書、※葬祭執行者がご遺族でない場合のみ必要)	保険課 保健・年金係 ☎ 0856-31-0215 FAX 0856-24-0180

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 相続人代表者届の提出

手続き詳細	期 限
<p>相続人代表者の届出をしてください。</p> <p>代表者には、本来被保険者が受け取ることのできた高額療養費など各種給付の受給、保険料の精算や今後発生する各種手続きのご案内および各種通知を送付をします。</p> <p>また、相続権のある方全員が相続放棄をされる場合も届出が必要です。</p>	<p>亡くなられた日から2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 印鑑（相続人代表者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人代表者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書など相続権が確認できるもの（※法定相続人以外の相続人のみ必要）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続放棄申述受理通知書の写し（※相続権のある方全員が相続放棄される場合のみ）</p>	<p>保険課 保健・年金係</p> <p>☎ 0856-31-0215</p> <p>FAX 0856-24-0180</p>

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金・厚生年金を受給していた、または加入していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期限
亡くなられた方が加入していた年金や、受給していた年金の種類によってご案内する手続きが異なります。	お問い合わせください
	手続き可能な人 お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの <ul style="list-style-type: none"> • 年金証書 • 基礎年金番号通知書(年金手帳) • 日本年金機構からの通知書など 	保険課 保健・年金係 ☎ 0856-31-0216 FAX 0856-24-0180 日本年金機構「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 FAX 0855-23-0442

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

共済年金・企業年金・恩給を受給していた、または加入していた

手続き 必要な手続きの確認（各関係機関にお問い合わせください）

区分	対象者	手続き詳細	必要なもの	期限	手続き可能な人	問い合わせ先
年金	共済年金	お問い合わせください				各共済組合
	企業年金					企業年金連合会 ☎ 0570-02-2666
	恩給					総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は住所地のJAしまねを經由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	お問い合わせください
	手続き可能な人 お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる戸籍謄本、住民票の写し、または死亡日に関する市町村長の証明書など	農業委員会事務局 ☎ 0856-31-0481 FAX 0856-31-0482

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納税通知書による納付

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	税務課市民税係 ☎ 0856-31-0608 税務課固定資産税係 ☎ 0856-31-0610 FAX 0856-23-3929

手続き② 口座振替の停止

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市外にお住まいの場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課市民税係 ☎ 0856-31-0608 税務課固定資産税係 ☎ 0856-31-0610 FAX 0856-23-3929

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者(兼現所有者)指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者(兼現所有者)指定届」に必要事項を記入し、提出してください。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要です。また、相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課(市民税係)までお問い合わせください。</p>	<p>相続が発生してから2カ月経過を目安に。</p> <p>※検討に時間が掛かる場合はご相談ください。</p> <p>※郵送で相続人代表者(兼現所有者)指定届が届いた方は約2週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	<p>税務課市民税係</p> <p>☎ 0856-31-0608</p> <p>FAX 0856-23-3929</p>

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 相続人代表者（兼現所有者）指定届の提出

手続き詳細

固定資産を持つ納税義務者が亡くなられたとき、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出です。

※相当の期間内に「相続人代表者（兼現所有者）指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。

※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要です。また、相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課（固定資産税係）までお問い合わせください。

期 限

相続が発生してから2カ月経過を目安に。

※検討に時間が掛かる場合はご相談ください。

※郵送で相続人代表者（兼現所有者）指定届が届いた方は約2週間以内

手続き可能な人

相続人代表者

必要なもの

【法定相続人の方が相続される場合】

原則不要

【法定相続人以外の方が相続される場合】

遺言書の写しなど

問い合わせ先

税務課固定資産税係

☎ 0856-31-0610

FAX 0856-23-3929

松江地方法務局

益田支局

☎ 0856-22-0429

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返却）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート（益田市ナンバー） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）	①相続人 ②相続人と同居の家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要です。
	問い合わせ先
	税務課市民税係 ☎ 0856-31-0608 FAX 0856-23-3929

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きが必要です。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）	①相続人 ②相続人と同居の家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要です。
	問い合わせ先
	税務課市民税係 ☎ 0856-31-0608 FAX 0856-23-3929

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 介護保険資格喪失届の提出、証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。 介護保険負担割合証および介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は、返却または破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢者福祉課 ☎ 0856-31-0682 FAX 0856-24-0181

手続き② 還付金等受取代表者選任届の提出

手続き詳細	期 限
後日、亡くなられた方の生前の住所に保険料の未納または還付、高額介護サービス費などに関する通知を送付する場合があります。必要事項を記入し提出してください。	2年以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者福祉課 ☎ 0856-31-0682 FAX 0856-24-0181

6. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持されていた場合、死亡日をもって資格喪失となります。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

特別障害者手当・障害児福祉手当（経過的福祉手当）を受給していた

手続き 特別障害者手当・障害児福祉手当（経過的福祉手当）資格喪失届の提出 （未払いの手当がある場合は特別障害者手当など未支払請求書および相続人代表者選任届の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当・障害児福祉手当（経過的福祉手当）を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失します。 <u>未払いの手当がある場合は、認定時に定められた配偶者・扶養義務者による未支払請求ができます。</u>	すみやかに
	手続き可能な人 親族 ※未払金の請求ができるのは、認定時に定められた配偶者・扶養義務者のみ
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払いの手当がある場合は、認定時に定められた配偶者・扶養義務者の預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられたとき】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返却
 (未払いの手当がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、
 受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
<p>特別児童扶養手当の受給資格者（保護者）が亡くなられたとき、死亡日をもって受給資格が喪失します。</p> <p>未払いの手当がある場合は、手当の対象となっている児童による請求ができます。また、受給資格が継続する場合は、受給者変更の手続きが必要です。</p>	<p>すみやかに</p> <hr/> <p>手続き可能な人</p> <p>親族 ※未払金の請求ができるのは、受給対象者である児童のみ</p>
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） <input type="checkbox"/> 未払いの手当がある場合は、手当の対象となっている児童の預貯金通帳など <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、預貯金通帳など 	<p>障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120</p>

6. 障がい福祉に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなったとき】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返却（未払いの手当がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細

特別児童扶養手当の受給対象となっている児童が亡くなったとき、死亡日をもって受給資格が喪失となります。
未払いの手当がある場合は、手当の受給資格者（保護者）による請求ができます。
また、他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要です。

期 限

すみやかに

手続き可能な人

親族
※未払金の請求ができるのは、受給資格者のみ

必要なもの

特別児童扶養手当証書

問い合わせ先

障がい者福祉課
☎ 0856-31-0251
FAX 0856-31-8120

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細

亡くなった方が自立支援医療受給者証を所持していた場合、死亡日をもって使用不可となります。
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）返却の手続きが必要です。

期 限

すみやかに

手続き可能な人

どなたでも可

必要なもの

自立支援医療受給者証
（更生医療・精神通院・育成医療）

問い合わせ先

障がい者福祉課
☎ 0856-31-0251
FAX 0856-31-8120

福祉医療費の助成を受けていた

手続き 福祉医療費医療証の返却および、資格喪失届、相続人指定届、請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失します。未請求の医療費領収書がある場合は、請求の手続きができます。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 福祉医療費医療証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求がある場合は、相続人の預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

精神障害者通院医療費助成を受けていた

手続き 精神障害者医療費助成請求書、相続人代表者選任届の提出
(新規の場合は、精神障害者医療費助成申請書の提出が必要)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が精神障害者医療費助成を受けていた場合、死亡日をもって資格喪失となります。未請求の医療費領収書がある場合は、請求の手続きができます。(所得区分がA・C1・C2・Dの方と福祉医療費助成を受けている方を除く)	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未請求分の自己負担上限額管理票 <input type="checkbox"/> 未請求がある場合は、相続人の預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

6. 障がい福祉に関する手続き

じん臓機能障害者通院費助成を受けていた

手続き

じん臓機能障害者通院費助成請求書、通院証明書、相続人代表者選任届の提出
(新規の場合は、じん臓機能障害者通院費助成申請書の提出が必要)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がじん臓機能障害者通院費助成を受けていた場合、死亡日をもって資格喪失となります。未請求の通院費がある場合は、請求の手続きができます。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通院証明書 <input type="checkbox"/> 未請求がある場合は、相続人の預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

タクシー券を利用していた

手続き

未使用分のタクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がタクシー券を利用していた場合、死亡日をもって資格が喪失します。未使用分の福祉タクシー券があれば返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未使用分のタクシー券	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

児童発達支援・放課後等デイサービスなどを利用していた

手続き 障害児通所給付受給者証の返却または申請者（保護者）の変更

手続き詳細	期 限
障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用していた児童が亡くなったときは、通所受給者証の返却が必要です。 申請者である保護者が亡くなったときは、通所受給者証の保護者変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証の返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなったとき、未払いの児童手当および受給者の変更手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者の場合】 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳など <input type="checkbox"/> 本人確認書類 【お子様の場合】 <input type="checkbox"/> お子様名義の預貯金通帳など ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要です。	受給者が亡くなった後、対象児童の監護者
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

児童手当支給対象の児童

手続き ① 児童死亡による額改定

手続き詳細	期 限
児童が亡くなれば、支給児童数が減った場合、手当額が減額されるので手続きが必要です。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者（受給者）
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

児童手当支給対象の児童

手続き② 児童死亡による受給消滅

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられ、受給要件に該当しなくなった場合、児童手当の支給が消滅するため手続きが必要です。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者（受給者）
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなったとき、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですのでご相談ください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	親族など戸籍法の規定による死亡の届出義務者
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

7. 子どもに関する手続き

児童扶養手当支給対象の児童

手続き① 児童死亡による資格喪失

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられ、支給要件に該当しなくなった場合、児童扶養手当の支給が消滅するため手続きが必要です。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者（受給者）
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

手続き② 児童死亡による支給額減額

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられ、扶養している児童数が減った場合、支給額の減額となるため手続きが必要です。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者（受給者）
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

保育所などを利用していた園児または保護者

手続き 園児または保護者など死亡届の提出

手続き詳細	期 限
園児または保護者などが亡くなられ、世帯構成の変更により、保育料が変更することがあるため、書類の提出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 園児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

乳幼児等医療費または児童医療費受給資格証を交付されていた

手続き 受給資格証の返却、喪失届提出

手続き詳細	期 限
乳幼児等医療費または児童医療費受給資格証を交付していた児童が亡くなったとき、その児童の受給資格証は死亡日をもって使用不可となりますので、返却または破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人 児童の保護者など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 乳幼児等医療費または児童医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	保険課 保健・年金係 ☎ 0856-31-0215 FAX 0856-24-0180

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、支払方法の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続き、支払方法の変更が必要です。 ※電話手続き可	すみやかに
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道部業務課 ☎ 0856-31-0422 FAX 0856-24-2711

公共下水道または農業集落排水に接続されており、井戸水や山水を使用していた

手続き 使用水量認定申告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続き、支払方法の変更が必要です。亡くなられた方が名義人ではない場合も世帯人数の変更手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	下水道課 ☎ 0856-31-0323 FAX 0856-23-0930

下水道事業受益者負担金を納付中であつた

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなされたときは、受益者の変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	下水道課 ☎ 0856-31-0323 FAX 0856-23-0930

9. 農地に関する手続き

農地を所有していた

手続き 農地法第3条の3の規定による届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有していた農地について、相続により権利取得をした場合に届出が必要です。	農地の権利を取得したことを知った時点からおおむね10カ月以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続した農地の明細	農業委員会事務局 ☎ 0856-31-0481 FAX 0856-31-0482

10. 水田に関する手続き

水田を所有していたまたは借りていた

手続き① 水稲生産実施計画書の名義、住所、電話番号の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が水田を所有または借りていた場合は、水稲生産実施計画書の名義などの変更が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	益田市農業再生協議会 (農林水産課内) ☎ 0856-31-0316 FAX 0856-24-0452

手続き② 経営所得安定対策の承継

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が経営所得安定対策へ加入していた場合は、交付金の承継手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続関係があることを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方が死亡したことを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 承継される方の預貯金通帳など ※詳細はお問い合わせください	益田市農業再生協議会 (農林水産課内) ☎ 0856-31-0316 FAX 0856-24-0452

11. 農地中間管理機構利用者手続き

農地中間管理機構を利用し農地を貸していた

手続き 貸出者の変更

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、手続きが必要です。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 利用権設定内容変更申請書(契約名義人死亡による名義人変更)	農林水産課農業担い手支援センター ☎ 0856-31-0312 FAX 0856-24-0452

農地中間管理機構を利用し農地を借りていた

手続き 農地賃貸借契約の解約

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地中間管理機構を介し農地を借りていた場合、手続きが必要です。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
[農地中間管理機構との賃貸借契約の解約] <input type="checkbox"/> 貸付者解約申出書(受け手) <input type="checkbox"/> 貸付者合意解約書	農林水産課農業担い手支援センター ☎ 0856-31-0312 FAX 0856-24-0452

12. 所有する森林の手続き

森林を所有者していた

手続き 所有者の変更

手続き詳細	期 限
森林の所有者であった方が亡くなられたときは、所有者変更の手続きが必要です。	所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> 森林の土地の登記事項証明書または登記完了証	農林水産課林業水産係 ☎ 0856-31-0313 FAX 0856-24-0452

13. 所有する文化財の手続き

指定文化財もしくは登録文化財を所有していた

手続き 所有者の変更

手続き詳細	期 限
文化財の所有者であった方が亡くなられたときは、所有者変更の手続きが必要です。 ※指定物件が土地、建物などで登記されている物件の場合は、法務局での登記完了後、手続きをしてください。 ※郵送手続き可	【国指定・登録文化財の場合】 変更後20日以内 【県・市指定の場合】 すみやかに
	手続き可能な人 新たな所有者
必要なもの	問い合わせ先
【国指定文化財の場合】 <input type="checkbox"/> 所有者変更届(指定書を添えて) 【国登録有形文化財の場合】 <input type="checkbox"/> 所有者変更届(登録証の新所有者への引き渡しが必要) 【県・市指定文化財の場合】 <input type="checkbox"/> 所有者変更届	文化財課 ☎ 0856-31-0623 FAX 0856-24-1380

14. 犬に関する手続き

犬を飼っていた

手続き 所有者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬を所有していた場合、所有者変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 新たな所有者
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境衛生課 ☎ 0856-31-0201 FAX 0856-31-1139

MEMO

15. 市役所以外で行う手続き

区分	対象者	手続き詳細	必要なもの	期限	手続き可能な人	問い合わせ先
扶養年金	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた	お問い合わせください				島根県障がい福祉課 ☎ 0852-22-6686 FAX 0852-22-6687
し尿	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	し尿くみ取取消(変更)申請	お問い合わせください	すみやかに	どなたでも可	【益田・美都地区】 (有)益田市衛生公社 ☎ 0856-22-0931 【匹見地区】 久保商事(有) ☎ 0856-56-1259
浄化槽	浄化槽を使用していた	浄化槽管理者の変更	お問い合わせください	すみやかに	どなたでも可	益田保健所 ☎ 0856-31-9554 FAX 0856-31-9568
NHK	障害者手帳(身体・療育・精神)を所持し、NHK放送受信料の減免を受けていた	減免取消の届出	お問い合わせください	すみやかに	お問い合わせください	NHK 松江放送局 ☎ 0852-32-0702
有料道路	身体障害者手帳、療育手帳(A)を所持し、有料道路の通行料金割引を受けていた	通行割引停止の届出	お問い合わせください	すみやかに	お問い合わせください	有料道路 ETC 割引登録係 ☎ 045-477-1233

区分	対象者	手続き詳細	必要なもの	期限	手続き可能な人	問い合わせ先
市営住宅	市営住宅の名義人が亡くなり、入居を継続する同居者	入居継続の承認申請	戸籍謄本(抄本)など	すみやかに	同居者	島根県住宅供給公社 益田住宅管理事務所 ☎ 0856-31-1530 FAX 0856-31-1531
	市営住宅の名義人だった	退去の届出		すみやかに	親族及び関係者	
	市営住宅に入居の同居者だった	同居者異動届出	死亡診断書の写し・住民票の除票など	すみやかに	名義人	
軽自動車	軽自動車を所有していた	廃車名義変更	お問い合わせください	すみやかに	お問い合わせください	軽自動車検査協会 島根事務所 ☎ 050-3816-3083 FAX 0852-37-0566

MEMO

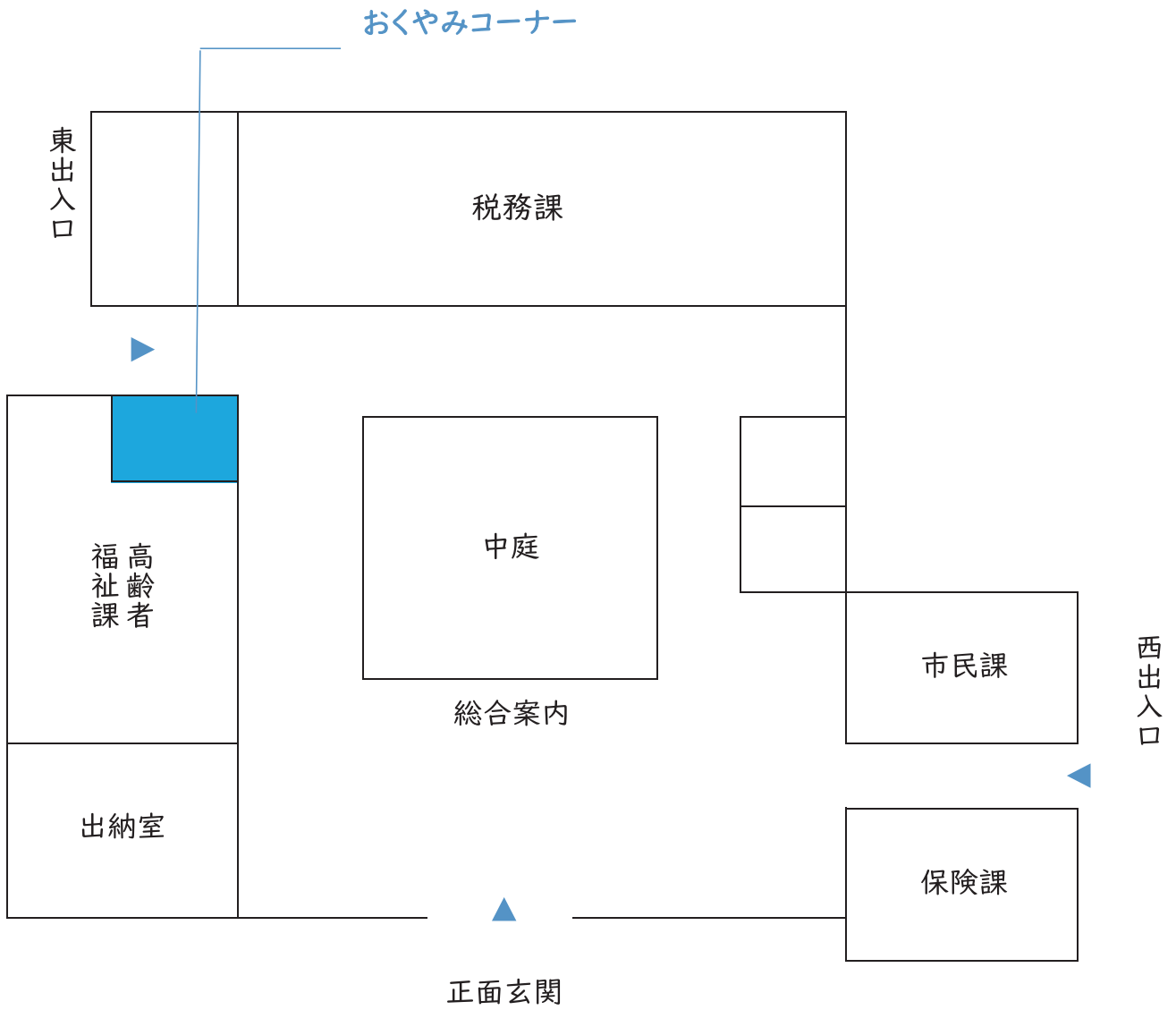
益田市役所本庁 1階フロア

チェックリスト

各種手続き

市役所以外で行う手続き

委任状



※委任者がすべてを記入し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

委任状

(宛先) 益田市長

令和 年 月 日 作成

委任者 (頼む方)			
住所	_____		
氏名	_____		
生年月日	_____	大正・昭和・平成	年 月 日
連絡先電話番号	_____	-	_____

(亡くなられた方のお名前)

_____ 死亡に伴う下記の事項について次の者に委任します。

代理人 (頼まれて窓口に来る方) ※代理人についても必ず委任者自身が記入してください	
住所	_____
氏名	_____

委任事項 (委任する事項に必ず頼む方が□に✓を付してください)

- 世帯変更届に関する手続き
- 未支給年金または遺族年金等の請求及び相続手続きに必要な戸籍 (除籍)、改製原戸籍の謄 (抄) 本及び住民票 (除票) の交付申請及び受領に関する権限
- 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、児童手当、障がい者福祉、市民税、固定資産税、軽自動車税に関する手続き

その他、所得証明書等の交付申請手続きを委任したいことがある場合、どなたの、どの証明書が何枚必要かを具体的に記入してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

空き家のお悩み相談所

地域密着

秘密厳守

査定無料

相続した家を
売りたい

空き家になるので
売りたい

残置物の
処分方法が
わからない

解体費用が
わからない

お困りでは
ありませんか？

空き家活用お手伝い！



マノ不動産

【受付時間】10:00～18:00 【定休日】日曜日、月曜日、祝日

島根県益田市三宅町 2-32 文研ビル 104 FAX: 0856-32-0807

<http://www.zennichi.net/m/kaiteki-masuda/>

お気軽に
お問い合わせください

☎ 0856-32-1222

島根県知事(4)第1131号

ホームページはこちら



ご存知
ですか？

死後手続きは 生前から始められます！

こんな方に
おすすめ
です

- ☑ 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- ☑ 自分が認知症になったとき誰がサポートしてくれるのか不安。
- ☑ 介護施設の入居や転居のタイミングで誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



わたしの死後手続きで相談して始めましょう！

- POINT 1 専任コンサルタントの手厚いサポート
- POINT 2 ご紹介する専門家はご住まいのエリアで安心
- POINT 3 必要な手続きを一貫して行います

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ 0120-487-413

受付時間

9:00～17:30 (年中無休)

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)介護サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

遺品の整理はお済みでしょうか？

安心できる遺品整理で解決！



POINT 1 選べる見積もり方法



ご自宅に訪問して



対面なしで安心



写真送付で最短30分

まずはLINEでお友達登録！

LINE登録後、3つのお見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の一括見積もりをご利用いただけます。

通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9:00～18:00 (年中無休)

安心できる遺品整理

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)介護サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

発行 益田市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2023年4月

